

「存じですか?介護保険①

皆様、介護保険サービスについてご存じでしょうか?

介護保険によるサービスを利用するには、まず要介護(要支援)認定が必要となります。

65歳以上の方は病気の原因を問わず、寝たきり・認知症などにより介護が必要、日常生活に支援が必要と認められた場合に利用できます。40〜64

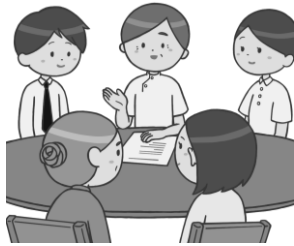
ACP(人生会議)とDNAR(延命治療を希望せず)

高齢者が住み慣れた地域において、延命のための医療ではなく、自然なかたちでその人らしく生き抜き、日々の暮らしを営めるよう医療・介護の連携による人生の最終段階における対応力の向上がコロナ禍でも大切である。

患者さんの意向を尊重した質の高いケアを実践するために当院でも、年始の診療・お誕生日・介護保険の申請・ケアプランの作成時などにACP(人生会議)を声かけしている。

ご自身の希望や支えになっていることは何か、本人又は家族がして欲しい事・して欲しくない事を比較的元気な時から多職種(本人・家族・主治医・ケアマネ)で複数回話し合う。独居や100歳前後の方・在宅の神経難病の方から受け取った『もしもの時』の延命治療不要(DNAR)の同意書は10名を超えている。

尊い命に対する考え方を探索し、最善に向けて努力し、最悪にも備えたいと考える。



手続きは、事前と事後の申請が必要となります。ケアマネジャーや市の窓口にご相談します。



※次回はその他の介護サービスの内容についてご説明します。

診療予約はこちら



まずは、お住まいの市役所の窓口で要介護認定(要支援認定を含む)の申請をします。その後、市職員等が自宅等を訪問し認定調査

実際にサービスを受けるまでの流れ

6種類の特定疾病のいずれかにより介護や支援が必要と認められた場合に利用できます。

まずは、お住まいの市役所の窓口で要介護認定(要支援認定を含む)の申請をします。その後、市職員等が自宅等を訪問し認定調査

1〜5までの7段階にわかれていきます。

主治医意見書を作成します。認定調査と主治医の意見書から、全国一律の判定方法で判定が行われます。認定は要支援1・2、要介護1〜5までの7段階にわかれていきます。

介護(介護予防)サービスを利用する場合は、サービス計画書の作成が必要となりますので、要支援1または2の場合は地域包括支

援専門員(ケアマネジャー)は、どのサービスをどう利用するか、本人やご家族の希望、心身の状態を十分に考慮して計画書の作成を行い、計画書に基づいたサービスの利用がスタートします。

介護1以上の場合は居宅介護支援事業者へ作成を依頼します。依頼を受けた介護支援専門員(ケアマネジャー)は、どのサービスをどう利用するか、本人やご家族の希望、心身の状態を十分に考慮して計画書の作成を行い、計画書に基づいたサービスの利用がスタートします。



①手すりの取り付け
②段差や傾斜の解消
③滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
④開き戸から引き戸への取り換え、扉の撤去
⑤和式から様式への便器の取り換え
⑥その他これらの各工事に付帯して必要な工事となっています。

最初に住宅改修についてご説明します。住宅改修は要支援・要介護認定を受けられた方であれば20万円を上限として費用の7〜9割が住宅改修費として支給される制度です。原則1回限りですが、数回に分けて使うことも可能です。介護保険の対象となる工事は

住宅改修は要支援・要介護認定を受けられた方であれば20万円を上限として費用の7〜9割が住宅改修費として支給される制度です。原則1回限りですが、数回に分けて使うことも可能です。介護保険の対象となる工事は

事後申請には改修後の写真(日付入り)、工事費の内訳書、領収書(利用者宛のもの)等を提出し、工事が介護保険対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7〜9割が支給される介護保険サービスです。

事後申請には改修後の写真(日付入り)、工事費の内訳書、領収書(利用者宛のもの)等を提出し、工事が介護保険対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7〜9割が支給される介護保険サービスです。

事前資料として支給申請書、住宅改修が必要なる理由書、図面、工事着工前の写真(日付入り)、工事費見積書を市に提出し、事前審査を行い、許可が下りてから着工します。

事前資料として支給申請書、住宅改修が必要なる理由書、図面、工事着工前の写真(日付入り)、工事費見積書を市に提出し、事前審査を行い、許可が下りてから着工します。

電話予約: 0799-62-5566 (診療時間内)
ネット予約: <https://ssc6.doctorqube.com/soyama-clinic/> (24時間)
携帯電話からは右のQRコードからでも予約できます

